

好学院 募集要項

I. 好学院紹介

理 念

1. 日本文化に触れ、日本文化を通して、人間性の滋養を行う。
2. 日本語を媒介にして多文化間でのコミュニケーションが可能な国際的視野を持った人材育成を行う。
3. 実務を通じ国際社会に貢献できる人材養成を行う。

教育目標

1. 社会的弱者に寄り添い、挨拶、労いを自然に身体化できる力を身に付ける。
2. 多文化に開かれた国際感覚を持ち、日本語を通して、学習者各自の健康的文化的生活が実践できる力を身に付ける。
3. より高度な専門的な知識・技能の習得を自ら持続的に行う力を身に付ける。

II. 教育課程

1. 進学2年コース（4月入学 翌々年3月卒業）
初級から日本語の勉強を始めて上級まで修了。
大学、大学院進学を目指すことができます。
2. 進学1年9か月コース（7月入学 翌々年3月卒業）
初級から日本語の勉強を始めて中級・上級まで修了。
大学進学を目指ことができます。
3. 進学1年6か月コース（10月入学 翌々年3月卒業）
初級から勉強を始めて中級・上級前期まで習得できます。
大学進学を目指ことができます。

初級では、日本の生活に必要な会話中心の日本語を学習します。中級以降は、進学に向けた日本語能力試験、日本留学試験の対策学習を中心に、より総合的な日本語言語知識を学習し、卒業時には日本語能力の C1 レベルを目指します。

III. 受験資格

本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていること

1. 12年以上の学校教育又はこれに準ずる課程を修了している者
2. 年齢は入学時点で満18才以上、概ね30才以下の者
3. 日本語学習歴(日本語教育機関で150時間以上)があり、
日本語能力試験 N5 以上 (1.6年コースは n4 以上)、実用日本語検定 (J.TEST) F 級
以上
日本語 NAT-TEST5 級以上のいずれかを取得していること
4. 正当な手続によって日本への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
5. 日本在住の身元保証人(本校に対する保証人)がいること

IV. 入学試験

1. 申請書類審査
2. オンライン面接

*注意 オンライン面接とはインターネットを利用してオンライン上で行う面接です。

実際に面接官とは対面ではなく、PC やタブレットなどを使用し面接を行います。

V. 申請手続き

1. 申請者本人が準備する書類

願書、志望理由書、履歴書、最終学歴卒業証書、成績証明書、日本語学習証明書（150時間以上）、日本語レベル試験成績認定書（J-TEST/JLPT）、パスポート、戸籍謄本、写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm）

2. 経費支弁者が準備する書類

経費支弁書（当学院所定の書式）、残高証明書（250万円以上の預金残高）、預金通帳の写し（過去1年分の写し）、経費支弁者在職証明書（個人営業の場合は営業許可書の写し）経費支弁者収入証明、戸籍謄本、住民票（支弁者が日本国内在の場合）

VI. 申請の流れ

1. 入学6ヵ月前から申請者は現地代理機関に連絡し申請締切り前に資料を学校に郵送します。
2. 入学3ヶ月前に学校において郵送された資料を整理し出入国在留管理局に在留資格認定証明書交付申請をします。
3. 出入国在留管理局で提出された資料を審査します。
4. 入学1ヶ月前に出入国在留管理局から審査結果が発表されます。学校は現地在留機関に結果を通知します。学生には代理機関から連絡します。
5. 学費を学校の口座に振り込み、学校は入金を確認したうえで在留資格認定証明書原本を郵送します。
6. 学生は在留資格認定証明書を受け取ってから現地の大使館に査証を申請します。
7. 入学15日前まで来日航空券を購入し、学校に通知します。
8. 入学2日前に来日します。（日本での住まいに移動）
9. 授業開始、日本での生活を始めます。

VII. 生徒納付金

1 本学の生徒納付金は次のとおりです。

コース名	修業期間	入学検定料	入学金	授業料	その他納付金※	計(コース合計)
進学 2年 コース	2年	25,000円	50,000円	総額:1,104,000円 年額:552,000円 年額:552,000円 月額:46,000円	169,000円	1,348,000円
進学 1年9か月 コース	1年9か月	25,000円	50,000円	総額:966,000円 月額9か月:414,000円 年額:552,000円 月額:46,000円	137,500円	1,178,500円
進学 1年6か月 コース	1年6か月	25,000円	50,000円	総額:828,000円 月額6か月:276,000 年額:552,000円 月額:46,000円	133,000円	1,036,000円

（コース総額:教材費、施設費、課外活動費など）

VIII 学費の返金規程（※準備中）

※「特定継続的役務提供」業者の「特定商取引法の規制」に基づいて学費のクーリング・オフを含めた中途解約の返金措置を行います。

2) 授業料

- ① 「在留資格認定証明書」が交付され納付金を納付した後、大使館でビザが不許になった場合、入学許可書の返却、ビザ不許可事実の確認を条件に、授業料から振込手数料を引いた金額を返金する。
- ② 「在留資格認定証明書」が交付され納付金を納付した後、大使館でビザを取得したのち、入学者が特別の事由で入学辞退、且つ日本に入国していない場合、入学許可書の返却、留学ビザの取り消し事実の確認を条件に、授業料から振込手数料を引いた金額を返金する。
- ③ 留学ビザで来日後、入学前にキャンセルする場合、完全帰国等在留資格の消失の確認を条件に、授業料から振込手数料を引いた金額を返金する。

2. 学費返金対象外事項

- ① 来日が遅れた場合
未受講分の授業料の返金はしない。
- ② 転校する場合
他の日本語教育機関に転校した学生に対しての授業料の返金はしない。
- ③ 退去強制処分や除籍処分を受けた場合
法律違反による退去強制処分や除籍処分となった学生に対しての授業料の返金はしない。
- ④ 免責
天災・事故・感染症・交通機関のストライキや気象状況等で、交通機関が止まる恐れがあることにより休校、または授業（課外活動を含む）を中止した場合は免責とし、その分の授業料の返金はしない。

IX. アルバイトの注意事項

- ① アルバイトを行うには、東京出入国在留管理局から資格外活動許可を受ける必要があります。
- ② 留学ビザの場合、アルバイトができる時間は、1週間28時間以内です。

以上